

別海町議会会議録

第3号（平成24年12月21日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 各議案の討論・採決
- (1)平成24年度別海町一般会計補正予算（第5号）
（町長提出議案第78号）
 - (2)平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
（町長提出議案第79号）
 - (3)別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（町長提出議案第80号）
 - (4)工事請負契約の締結について
（町長提出議案第81号）
- 日程第 3 平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告
（町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号）
- 委員長報告・一括質疑
- (1)平成23年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
（町長提出認定第1号）
討論・採決
 - (2)平成23年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（町長提出認定第2号）
討論・採決
 - (3)平成23年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
（町長提出認定第3号）
討論・採決
 - (4)平成23年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
（町長提出認定第4号）
討論・採決
 - (5)平成23年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

について

(町長提出認定第5号)

討論・採決

(6)平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(町長提出認定第6号)

討論・採決

(7)平成23年度町立別海病院事業会計決算認定について

(町長提出認定第7号)

討論・採決

(8)平成23年度別海町水道事業会計決算認定について

(町長提出認定第8号)

討論・採決

日程第4	発議第12号	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書について
日程第5	発議第13号	消費者のための新たな訴訟制度の創設を求める意見書について
日程第6	発議第14号	高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書について
日程第7	発議第15号	中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書について
日程第8	発議第16号	配合飼料価格の高騰対策に関する意見書について
日程第9	発委第5号	わが国の領土・主権の護持等に関する意見書について
日程第10		委員会の閉会中の継続調査の件
日程第11		議員辞職の件

○会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	各議案の討論・採決
	(1)平成24年度別海町一般会計補正予算(第5号) (町長提出議案第78号)
	(2)平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) (町長提出議案第79号)
	(3)別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (町長提出議案第80号)
	(4)工事請負契約の締結について (町長提出議案第81号)
日程第3	平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告 (町長提出認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号)

委員長報告・一括質疑

- (1)平成23年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
(町長提出認定第1号)
討論・採決
- (2)平成23年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出認定第2号)
討論・採決
- (3)平成23年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出認定第3号)
討論・採決
- (4)平成23年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出認定第4号)
討論・採決
- (5)平成23年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出認定第5号)
討論・採決
- (6)平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出認定第6号)
討論・採決
- (7)平成23年度町立別海病院事業会計決算認定について
(町長提出認定第7号)
討論・採決
- (8)平成23年度別海町水道事業会計決算認定について
(町長提出認定第8号)
討論・採決

日程第 4	発議第 1 2 号	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書について
日程第 5	発議第 1 3 号	消費者のための新たな訴訟制度の創設を求める意見書について
日程第 6	発議第 1 4 号	高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書について
日程第 7	発議第 1 5 号	中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書について
日程第 8	発議第 1 6 号	配合飼料価格の高騰対策に関する意見書について
日程第 9	発委第 5 号	わが国の領土・主権の護持等に関する意見書について
日程第 1 0		委員会の閉会中の継続調査の件
日程第 1 1		議員辞職の件

○出席議員（16名）

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄
3番	森本一夫	4番	今西和雄
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣
7番	小林敏之	8番	安部政博
9番	瀧川榮子	10番	山田信義
12番	松原政勝	13番	戸田博義
14番	戸田憲悦	15番	中村忠士
16番	佐藤初雄	議長	18番 渡邊政吉

○欠席議員（2名）

11番	丹羽勝夫	副議長	17番 安田輝男
-----	------	-----	----------

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	山口長伸	代表監査委員	鈴木英世
監査委員	下川原洋	総務部長	竹中仁
福祉部長	佐藤次春	産業振興部長	有田博喜
教育部長	大島登	監査委員事務局長	上月昭彦
病院事務長	真籠毅	会計管理者	半田雅代
総務部次長	宮部正好	福祉部次長	佐藤英敏
福祉部次長	田保圭乙	産業振興部次長	竹内伸康
建設水道部次長	永野寛昭	教育部次長	藤原繁光
総務課長	宮部正好	総合政策課長	浦山吉人
財政課長	河嶋田鶴枝	総務課参事	佐藤則夫
税務課長	宮越正人	福祉課長	佐藤英敏
福祉課参事	清水純夫	特養建設準備室長	田保圭乙
保健課長	佐々木勉	デイサービスセンター総長	中澤庄一
老健事務長	岡田一芳	農政課長	山崎茂
水産みどり課長	小湊昌博	商工観光課長	大槻祐二
管理課長	小西健夫	事業課長	千葉悦男
上下水道課長	永野寛昭	学務課長	藤原繁光

○議会事務局出席職員

事務局長	土井一典	主幹	山田一志
------	------	----	------

○会議録署名議員

14番	戸田憲悦	15番	中村忠士
16番	佐藤初雄		

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） ただいまから、第4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、11番丹羽議員、17番安田議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

14番戸田憲悦議員、15番中村議員、16番佐藤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 各議案の討論・採決を行います。

議案第78号平成24年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 平成24年12月議会一般会計補正予算に対して、反対の立場で討論します。

内容は、観光費の中の交流センター負担金についてです。

負担金の内容は、備品の入れかえ修理ですが、双方で確認し押印した上、賃貸契約を結んだ契約書では、第10条第3項で次のように規定しています。

「乙は、使用物件の現状変更その他の行為をしようとするときは、事前に書面をもって甲の承諾を得なければならない。この場合甲は、その諾否を乙に対し書面をもって通知するものとする。」。しかし、借り手側の株式会社郊楽苑は、町の承諾を得ないまま当該備品の入れかえ・修理を行っていています。明確な契約違反です。

株式会社郊楽苑の契約違反に対し、町はその点で相手側に指摘し改善を求めるべきでしたが、有効な請求も指導もしてきませんでした。これは、公有財産の管理者として重大な手落ちです。契約違反をした株式会社郊楽苑、それを黙認した町の双方の責任が厳しく問われるべきですが、私の一般質問での町長の答弁には、この契約違反問題について明確な反省の弁はありませんでした。

町長は、契約に不備があったという言い方をされましたが、この第10条第3項には不備はありません。町が提案する新しい契約書にもこの条項は、一字一句変わらず掲載されているのがそのことの証明です。不備のない条項が、守られなかったことに対して反省がないということは、今後にとって大きな問題であると考えます。

株式会社郊楽苑との契約は、平成21年7月27日ですが、この契約の2カ月後から建物内の補修と前後して、多くの備品の入れかえが行われています。契約から7カ月後の平成22年2月の臨時議会では、配管改修に関する負担金支出を採択しています。貸し手側に責任があるという理由から、この措置がとられたわけですが、この際、備品について貸し手責任については一切触れられていません。

この時、中村議員が配管改修に賛成しながらも、今後の問題として施設の維持補修に関する町の基本方針、基本姿勢を明確にした上で、具体的に規定をつくるようにという提案をしています。他の議員からも、これからの対策事項、今回の改修事項も含めて今後どのような考え方で基本対応していくのかと質問が出されています。この時点で、契約の見直しがされるべきでした。この点でも町側の反省はありません。

専門家の意見によると備品については、貸し手と借り手双方で協議するという事ですから、法的な縛りはありません。したがって、今回該当となっている備品の一点一点について、町が責任を持つべきかどうかについて厳格な精査が必要ですが、入れかえ・修理の妥当性が検証されないという、重大な問題が残ったままになっています。これでは町民に対する説明責任は果たせません。町民の血税を使つての補正予算に対して、問題点を解決せずに疑問を残したまま賛成するわけにはいきません。

以上申し上げ、反対討論といたします。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございますか。

3番森本議員。

○3番（森本一夫君） 私は、平成24年度一般会計12月補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、各種事業等の精査・確定による増減額補正と中春別福祉館改築基金積立、特別養護老人ホーム基本設計、漁港整備、秋サケ不漁対策などの喫緊の課題の対応となっています。また、9月の定例会で計上が見送られた、いわゆる郊楽苑に関する備品21品目について611万円が計上されております。

9月の定例会で我々は、郊楽苑に関し貸し手責任を認め、精算のため建物・設備等改修・補修費、源泉水道ポンプ小屋電気料、法定点検及び保守点検費の予算を可決しました。

町の建物であり、町民の財産である施設について必要な経費及び有益費として協議され、検証手段としての基準を設け判断されたものについては、認証すべきものとして整理することが必要であると考えます。

平成25年度以降の国の予算や地方に対する財政対策等も不透明であり、不必要な経費の支出は認められませんが、今後も引き続き郊楽苑の存続と将来を見据えた精算を行うことにより、健全な経営への取り組みがなされることを期待して、本予算に賛成するものであります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

議案第79号平成24年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号工事請負契約の締結について、西春別17号線改良舗装工事の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会付託事件審査結果報告を議題といたします。

認定第1号から認定第8号までの8件について。

本件につきましては、平成24年第3回定例会において、各会計決算審査特別委員会を設置し審査を付託しております。この審査報告書が提出されておりますので、審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（戸田憲悦君） 平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会における審査経過と結果について、御報告いたします。

本年、第3回定例会で認定第1号から認定第8号までが上程され、9月11日の本会議において本特別委員会が設置され、審査について付託されました。

9月14日には、第1回目の委員会を開催し審査方法などを協議・決定し、本審査に必要な関係資料の提出を求めました。なお、本年度も事前資料や事前質問を取りまとめるなど、質疑の充実と効率的な審査となるよう務めたところです。

本審査は、10月11日から10月25日までのうち、実質4日間の日程で所管ごとに内容を慎重に審査して、11月9日には理事者等の出席を求め総括質疑を行ない、一切の質疑

を終了し、委員会として討論・採決に至ったものであります。

審査の経過と結果については、お手元に配付しております報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただき、今後の行政執行における指摘事項、あるいは創意工夫すべき事項を含め、審査意見としてご報告申し上げます。

なお、委員会では、各会計とも適正に執行されているとして、採決では一般会計は賛成多数をもって認定、その他7会計については全員一致で認定された次第であります。

最初に、一般会計については、歳入歳出実質収支額で5億7万5,000円の黒字決算となっており、財政健全化判断比率等を見ましても、良好な状態であり、特に是正する事項もありませんが、全体的に財政の硬直化も懸念されることから、何かと不確定な要素が多い中ではありますが、今後も引き続き健全な財政運営の確保を目指すべきであると言えます。

地方財政を取り巻く環境は、世界的に長引く景気の低迷に加え、東日本大震災の影響からいまだ立ち直りの兆しの見えない国内経済情勢の中にあって、引き続き大変厳しい状況にあります。

また、国では、新年度予算編成の重要な時期に衆議院解散総選挙を実施し、政権が交代いたしました。国は、10兆円ともいわれる大型補正予算と2013年度予算の編成が同時進行という異例な中で、追加の金融緩和が決定されたようではありますが、地方に対する地方財政計画等が不透明な中であっては、的確な情報の把握と施策の根幹を担う財源の確保に努め、将来を見据えた財政展望のもとに、歳出の削減と各種事業の費用対効果の検証を行い、第6次別海町総合計画の着実な推進を図るとともに、町財政の健全化に一層努めることが肝要であります。

特に、町税及び税外の収入未済額、あるいは滞納繰越額に対する収納環境・処分方法については、現在の社会情勢等をみると、ますます困難になることは否めません。このことは、円滑な財政運営に支障を来すとともに、公正・公平な負担を著しく欠き、町民の納付意識の低下を招くことになりかねないことから、今後も収納環境の整備を図り、関係機関等の共通理解のもと、自主納付を促すとともに個々の生活状況などに配慮しながら、きめ細かな対応をとるなど、なお一層、収納率の向上に努める必要があります。

また、今後も、経済情勢の著しい改善が不透明なことから、税外を含めた収入未済及び滞納繰越における収納対策についても、債権の保持・放棄について制度化の検討を求めます。

本町独自の福祉政策の一つである福祉牛乳は、酪農王国ならではの優れた事業であり、高く評価されるものであり、多くの町民が事業の継続を望んでいるものと考えます。今後とも、コストの削減などに努め、現状の課題なども整理・検討した中で継続して実施されることを期待します。

また、町の中小企業振興対策として実施されている地域貢献中小企業支援事業・エコ型住宅等についても、これまでの事業実績を見ても地域経済への波及効果も大きいことから、新たな事業の実施を含め、今後とも商工会等関係団体との連携のもと、より効果的で地域経済への活性化に寄与する施策の展開を望むところであります。

自主財源の乏しい本町にあって、今後も第6次総合計画を進める上で、大規模な財政出動を伴う事業の実施も計画されていることから、自治基本条例に基づき、あらゆる行政情報を町民全体と共有し、財政の健全性に配慮した予算執行に努め、町民とともに歩む協働のまちづくりを進められることを期待いたします。

次に、5つの特別会計についてであります。国民健康保険特別会計については、1,564万円の黒字決算となり、一般会計からの繰入金も前年度と比較して、10.1%減少したものの、約1億2,900万円となっていることから、財政運営に及ぼす影響が懸念される所であり、

保険税の収納率については、前年度を0.7ポイント下回ったが87.5%となっており、滞納世帯への対応などに関しては、関係職員等の努力は高く評価できるものであり、公正・公平な負担と税収の確保の観点からも、今後とも収入未済額の解消と収納率の向上に向け、町民に対して十分な説明を行うとともに、更なる努力ときめ細かな対応が望まれます。

下水道事業特別会計については、現計画区域内の基本施設整備はおおむね終了しており、一般会計からの繰入金も前年度と比較して160万円減少し、収入未済額も微減となっています。また、下水道普及率においても関係職員の努力が認められる状況にありますので、今後も継続して町民と共通認識のもと、理解と協力を得ながら、将来を見据え計画的に運営していく努力が必要であります。

介護サービス事業特別会計及び介護保険特別会計についてですが、介護サービス事業では一般会計からの繰入金が、前年度と比較すると6,110万円増加しており、介護保険特別会計では、収入未済額を前年度と比較すると、現年課税分で17.5%増加し、滞納繰越分では25.6%減少しています。

今後においても、介護保険制度などの情報を積極的に提供し町民に理解と協力を求めながら、収入未済額の解消に向けた努力が望まれます。

次に、町立別海病院事業及び水道事業の2企業会計についてであります。

まず、病院事業会計についてですが、外科常勤医師1名及び小児科臨時医師1名が着任し、医療体制が強化されたことなどにより、取扱患者数、一日平均患者数ともに前年度と比較すると、微増となったものの、事業収益は前年度をわずかに下回り、収益収支で約4,700万円の純損益となっている。また、累積欠損金は11億を超えており、一般会計からの繰入金の総額も7億円を超え、依然、経営状況は厳しいものがあります。

本年11月に新病院が開設されたことから、今後とも必要な医療提供体制の確保・維持と病床利用率の向上を図るため、医師及び医療従事者の安定的確保や、改革プランを推進しつつ、財務内容の改善を図るための経営の効率化に努め、地域に根ざした良質な医療が提供されることを期待するものであります。

水道事業会計については、今後も引き続き、経営基盤の強化、経費縮減による経営の効率化、施設の長寿命化と計画的な耐震対策等を図りながら、安全で安心できる水道水の安定供給を望むものであります。

以上が、審査過程における指摘事項や創意工夫事項を含む審査意見であります。

総括的にみますと、国においては東日本大震災の復興対策が遅々として進んでいないことに加え、選挙の結果、与党の体制は確定しましたが、国内の経済情勢は不安定なものとなっており、国の予算や地方財政対策もまだまだ不透明な状況であることに加え、TPP交渉参加の問題やアジア近隣諸国との関係の改善がなされるのかどうか、地方の行財政を取り巻く環境は改善されるのか、地方自治体にとっては激動の時代の中にあるといえます。

本町においても例外ではなく、基幹産業である農漁業の経営に伴う燃油、粗飼料、生産体制の拡大と構造の変化に伴う環境対策、防災・減災対策、特に河川環境に対する配慮、防災・減災については海岸線の防災対策については、再度いろいろな角度から検討する必要があるかと思えます。

また、特別養護老人ホームの民営化への移行や、近年、被害が増大しているエゾシカ対策など、課題が山積している中、産業振興や町民福祉の向上を図るために、どのような予算を編成していくのか、極めて難しい現状に直面しております。

まちづくりにおいては、第6次総合計画を基本として進めていかなければなりません。町民と行政とが、共通理解のもと、本町が抱える諸課題について、幅広い議論を展開し、政策を決定していくことが必要であり、また、安定的・継続的に重点施策を推進する上で、既存事務事業の費用対効果の検証を行なうことが肝要であると考えます。

今後、一層、事業の選択と集中や事務の効率化等を図り、国や道の動向も見極めながら、後年次への財政負担を十分に考慮し、効果的・効率的な予算執行に努めるとともに、町民との情報共有を図りながら「笑顔あふれる豊かさ実感のまち」を町民と協働によりつくり上げるよう切望するところであります。

以上をもって、平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（渡邊政吉君） 委員長報告が終わりましたので、ここで委員長報告に対する一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので質疑を終わります。

これから、平成23年度別海町各会計決算認定について、討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成23年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 平成23年度一般会計決算について、不認定の立場で討論いたします。

不認定とする理由は4点あります。第1に、広域税滞納整理機構についてです。

税の滞納問題は、町みずからの努力と町民の協力と理解によって解決すべきものであります。この原則を堅持することなく、問題を他者に丸投げすることは正しくありません。

第2に、新酪農村事業に係る不納欠損についてであります。

平成9年から25年までの見込み額を入れると、総額で13億円の不納欠損となります。それほど大きな欠損を出したことに對する責任を誰も取らないというのは、町民、納税者の理解は得られません。新酪事業に対する厳格な検証をする必要があると提案をいたしました。町当局にその姿勢はありません。残念なことであります。

第3に、国営かんがい排水事業に係る収入未済についてであります。

23年度に収入未済が発生しています。額は58万円と少額ではありますが、新酪事業の経過もあり、決して軽視できるものではありません。国営かん排事業に関して、とりわけ重大な問題は、施設の利用状況等に対する総体的な実態把握ができていないということであり、スラリーの希釈、ばっ気時間、成分分析さらに利用農家の経費など総体的な実態把握に努めるべきですが、それができていません。

第4に郊楽苑についてであります。

平成22年度に配管改修などで3,200万円、23年度にはポンプの取りかえやまきボイラー設置などで2,000万円を支出しています。この時、町は貸し手側の責任があるとして提案をしています。明確に町は貸し手責任を自覚しており、この段階で契約書の抜本的

検討をするべきだったのに、それをやらなかったことが今日の混乱を招いています。大変重大な問題であります。

平成23年度に行われた施策の中には、経済効果の極めて高い、いわゆるエコ住宅補助制度や再生可能エネルギーである太陽光発電に対する補助制度、さらに牛乳の配付などの福祉政策、医療介護の分野での予防対策、町の事業内容を冊子にしてわかりやすく町民に知らせる努力や、教育委員会での事業に対する自己評価の活動など、大変先進的でありかつ、積極的なものがありこの点は高く評価されるべきものと考えております。

しかし、前述した4点については、重大な問題であり、平成23年度の時点で撤回あるいは改善を行うべきであったと考えています。

以上のことから、平成23年度一般会計決算は不認定であるとし、討論を終わります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございますか。

4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 私は、本決算の認定に賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

昨今の地方自治体における財政は、大変厳しい状況下にあると認識しております。

我が町においても税収入は、歳入の14.5%、自主財源全体でも24.5%であり、財源の7割以上が国や道に依存する状況となっており、非常に厳しい財政運営を強いられております。

しかし、このような中、平成23年度の一般会計は、昨年、一昨年に引き続いて150億を上回る歳出決算であり、投資的経費30億を超える各種事業を実施しながらも実質収支5億円を超える黒字を見ております。人件費、公債費の削減を初め、各分野における経費節減などの計画的な努力により実質黒字に収め、将来の財政需要及び財政状況の変化に対応するための財政調整基金への積み立てなどは高く評価します。

また、事業実施についても基幹産業の振興や町民生活に直結した福祉や扶助など、必要な施策が展開されており、住民の要望にしっかりと配慮した内容です。

一方、財政指標なども昨年と比較し、さらに改善されておりますが、今後の財政運営に当たっては、次世代に向けて財政のさらなる健全性に配慮しつつも、山積する地域課題などの解決に向け、英知を惜しみなく出し合い積極的に取り組むことを期待します。

以上を述べまして、本決算認定の賛成意見とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

認定第2号平成23年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論に

入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、認定第2号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

認定第3号平成23年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、認定第3号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

認定第4号平成23年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、認定第4号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成23年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、認定第5号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、認定第6号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成23年度町立別海病院事業会計決算認定について、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、認定第7号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成23年度別海町水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、認定第8号を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

ただいま、平成23年度別海町各会計決算認定について、すべて決定いたしましたので、平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会は解散いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、平成23年度別海町各会計決算審査特別委員会は、ただいまをもって解散とします。

戸田憲悦委員長、安部副委員長を初め各委員の皆様、大変御苦勞さまでございました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

日程第4 発議第12号から日程第8 発議第16号までの5件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 発議第12号から日程第8 発議第16号までの5件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第4 発議第12号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第4 発議第12号私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

14番戸田憲悦議員。

○14番（戸田憲悦君） 私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

まず、意見書の提案理由ですが、私立学校は、これまでも公教育の振興発展に大きな役割を果たしてきており、今後も私立学校が、社会的使命を担い続けていくためには、安定した経営基盤の確保が必要であります。現実的には授業料の改定などは難しく、さらに少子化などの影響もあり、経営は極めて厳しい状況にあります。

また、高等学校等就学支援金制度により、私立高等学校に学ぶ生徒の授業料負担の軽減が図られたものの、無償化となった公立との格差は依然大きく、子供たちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を目指す意味からも改善が図られなければなりません。

さらには、学校施設の耐震化は急務であることから、私立学校に対する支援の拡充を急ぐ必要があります。

このことから、私立高等学校等における教育の重要性をいま一度認識されるとともに、都道府県が実施する私学助成制度に係る財源措置の一層の充実強化を図るよう本意見書を提案するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第12号私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田憲悦。

賛成者、同佐藤初雄、同今西和雄、同森本一夫。

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書。

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念に基づき、時代の変化や将来を見据えて多様な教育を柔軟に提供し、公教育の振興発展に大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、私立学校が、今後も社会的使命を担い続けていくためには、これまで以上に安定した経営基盤が確保されなければならないが、現実的には授業料の改定は甚だ難しい状況にあり、加えて、少子化や経済雇用情勢の低迷により、私立学校の経営は、極めて厳しい状況に直面している。

また、高等学校等就学支援金制度の実施により、私立高等学校に学ぶ生徒の授業料負担の軽減が図られたものの、無償化となった公立との格差は依然として大きく、子どもたちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を目指す意味からも改善が図られなければならない。

さらには、東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化は急務であり、対応が停滞している私立学校に対する支援の拡充を急がなければならない。

公教育の将来を考えると、公私が相まった教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第1条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが一層強く求められている。

よって、国においては、私立高等学校等における教育の重要性をいま一度認識されるとともに、私立高等学校等が置かれている厳しい経営環境にしっかりと目を向け、都道府県が実施する私学助成制度に係る財源措置の一層の充実強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位のご賛同を賜り、速やかに御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第12号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第13号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第5 発議第13号消費者のための新たな訴訟制度の創設を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 消費者のための新たな訴訟制度の創設を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

消費者被害事件の発生は後を絶たず、道内においても、平成23年度に北海道立消費生活センターに寄せられた相談件数は6,000件を超えています。

こうした現状を踏まえ、現在、消費者の被害救済のための新たな訴訟制度の法案化が消費者庁において準備されています。

その制度案の内容は、被害消費者にとって費用や労力の面で現行制度より負担が軽減され、事業者側にも紛争を効率的に解決できるよう配慮あるものとなっています。

これらのことから、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について早期に法案を提出し、創設を図ることが必要と判断し、本意見書を提案するものです。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第13号消費者のための新たな訴訟制度の創設を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、瀧川榮子。

賛成者、同松原政勝、同西原浩、同山田信、同木嶋悦寛。

消費者のための新たな訴訟制度の創設を求める意見書。

全国の消費生活相談件数は、平成23年度で約88万件と依然として高い水準となっており、北海道内においても、同年度に北海道立消費生活センターに寄せられた相談件数は6,000件を超え、消費者被害は後を絶たない状況が続いている。

現行の訴訟制度において、被害に遭った消費者個人がその被害を回復するためには、相応の費用と労力を要することや事案の全容を把握できず解明が困難であること、さらに、被害に遭っていることを自覚していないこと等により相当の困難を伴っている。加えて、現行の消費者団体訴訟制度には、適格消費者団体に損害賠償の請求権を認めていないことから、消費者の被害回復に必ずしも結びついていないという課題を有している。

こうした現状を踏まえ、現在、消費者の被害救済のための新たな訴訟制度の法案化が消費者庁において準備されている。

その制度案を見ると、共通争点を有し、多数発生している消費者被害を対象とし、手続追行主体を内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体に限定している。また、訴訟手続を2段階に区分し、1段階目の訴訟で事業者側の責任が認められた場合に、2段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続で被害額を確定し被害回復を図るという仕組みとなっている。

そのため、消費者にとって費用や労力の面で現行制度より負担が軽減されるとともに、事業者にとっても多数の消費者との間の紛争を効率的に解決できるという利点も含まれている。

よって、国においては、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について適切な措置を講ずるよう強く求める。

記。

1、次期通常国会に法案を提出し、早期にその創設を図ること。

2、本制度の実効性を確保する観点から、対象事案や手続追行主体の拡大及び通知・公告費用の負担のあり方等の改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、消費者及び食品安全担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 発議第13号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第14号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 発議第14号高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

10番山田議員。

○10番（山田 信君） 高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、わが国は、世界のどの国も経験したことの無い高齢社会を迎えており、高齢化率は24.1%と過去最高を更新しています。

シルバー人材センターは、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じ、あわせて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的としており、高齢者の就労支援施策等を担っています。しかしながら、国の補助金予算額が大幅削減となり、事業運営が苦境に陥り、危機的な状況となっています。

高齢化が急速に進展する中において、今後、センターの役割が増加することは必至であり、加えて、元気に働くことによって医療・介護などにおける財政負担を軽減することのためにも必要があります。

これらのことから、センターが急増する高齢者の受け皿としての機能を十分果たせるよう、強く要望することが必要と考え、本意見書を提出するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第14号高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、山田信。

賛成者、同松原政勝、同西原浩、同瀧川榮子、同木嶋悦寛。

高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書。

我が国は、諸外国と比較すると世界のどの国も経験したことの無い高齢社会を迎えてお

り、総務省が本年9月に行った推計によると、我が国の総人口に占める65歳以上人口は3,000万人を突破し、高齢化率は24.1%と過去最高を更新した。

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的または軽易な就業機会を確保・提供し、あわせて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的としており、福祉の受け手から社会の担い手として、高齢者の就労支援施策等を担っている。

しかしながら、二度にわたる行政刷新会議の事業仕分けにより、シルバー人材センター事業に係る国の補助金予算額が大幅削減となり、事業運営が苦境に陥り、中には解散せざるを得ないとするセンターがあるなど危機的な状況となっている。

また、高齢化が急速に進展する中において、今後、センターを通じた就業を希望する高齢者が増加することは必至であり、高齢者がみずから培った知識や経験・ノウハウなどを生かし、元気に働くことによって医療・介護及び生活保護における財政負担を軽減することのためにも就業機会の確保・職域の拡大を図る必要がある。

よって、国においては、センターが急増する高齢者の受け皿としての機能を十分果たせるよう、次の事項について強く要望する。

記。

1、国の補助金の確保及び活用促進への配慮。

2、シルバー人材センター事業に係る常用雇用労働者に関する派遣契約期間（最長3年間）の適用除外。

3、高齢者支援団体及び高齢者を多数雇用する事業所等に対する発注促進税制の創設。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第14号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第15号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 発議第15号中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

2番松壽議員。

○2番（松壽孝雄君） 中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、長引く不況下にあつて、資金調達が困難な中小企業者対策の一つである中小企業金融円滑化法は、今年度末をもって期限が切れることとなっており、中小企業者の中には経営そのものが困難となるなど、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

道内の景気は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況が続いており、このような状況下においては、中小企業者のための金融対策が必要不可欠であります。

このようなことから、厳しい経営状況にある地域の中小企業者の資金繰りを支援することが必要と考え、本意見書を提出するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第15号中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、松壽孝雄。

賛成者、同小林敏之、同沓澤昌廣、同中村忠士、同戸田博義、同安部政博。

中小企業に対する金融対策の充実を求める意見書。

リーマンショック以降、業績悪化に見舞われ、資金調達が困難な中小企業者対策として、金融機関が中小企業者の債務弁済に係る負担軽減措置を行うよう努める「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「中小企業金融円滑化法」という。）は、2度の延長の後、平成25年3月末をもって期限が切れることとなっており、中小企業者の中には、金融機関から思うような融資が受けられず経営そのものが困難となるなど、地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

道内の景気は、持ち直しの動きが見られるものの、円高、原油・原材料高、公共投資の減少に加え東日本大震災の影響もあり、依然として厳しい状況が続いており、このような状況下においては、中小企業者が経営を改善するための円滑な資金繰りを可能とする金融対策が必要不可欠である。

よって、国においては、厳しい経営状況にある地域の中小企業者の資金繰りを支援するため、中小企業金融円滑化法の一定期間延長または失効した場合の経営の維持・安定を図るための十分な支援施策を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、金融担当大臣、経済財政政策担当大臣、内閣官房長官。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第15号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第16号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 発議第16号配合飼料価格の高騰対策に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

6番沓澤議員。

○6番（沓澤昌廣君） それでは、配合飼料価格の高騰対策に関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

酪農・畜産は国民にとって重要な食料の供給源であり、言うまでもなく本町の酪農・畜産は、北海道の重要な産業として地域経済に大きな貢献をしています。

営農に不可欠な配合飼料の価格は、平成20年以降、高どまりで推移し、本年、米国の記録的な干ばつにより、再び大幅な値上げとなっています。これにより、実質的な生産者負担や生産コストの増加による経営の急激な悪化が心配され、本町の酪農・畜産にとって深刻な事態となっています。

このことから、本町の酪農・畜産を守るため、財源確保措置や自給飼料増産対策や生産基盤拡大対策を充実・強化などの支援が必要と考え、本意見書を提出するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第16号配合飼料価格の高騰対策に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、沓澤昌廣。

賛成者、同小林敏之、同中村忠士、同戸田博義、同安部政博、同松壽孝雄。

配合飼料価格の高騰対策に関する意見書。

酪農・畜産は国民の重要な食料の供給源であるとともに、北海道の重要な産業として地域

経済に大きな貢献をしている。

畜産物生産に不可欠な配合飼料の価格は、平成20年の異常高騰以降、安定化が図られたものの高どまりで推移してきたが、本年、米国の記録的な干ばつにより国際穀物価格は急激に高騰し、配合飼料価格も再び大幅な値上げとなっている。

これにより配合飼料価格安定基金の財源不足や実質的な生産者負担の増加など生産コストの増加による畜産経営の急激な悪化が危惧され、わが国の酪農・畜産にとって深刻な事態となっている。

よって、国においては、次の事項の実現を図られるよう強く要望する。

記。

1、畜産農家・酪農家に対して、制度上算定された補てん金を満額交付するため、国の責任により、万全の財源確保措置を講ずること。

2、飼料穀物の備蓄制度について、有事における安定的な飼料生産が可能となる適正な備蓄水準に設定するとともに、今後の飼料穀物備蓄のあり方について検討すること。

3、配合飼料価格の高どまりにより、畜産農家・酪農家の生産者負担額が増加することから、畜産・酪農経営安定対策に万全を期すること。

4、飼料の自給率を高めるための自給飼料増産対策や生産基盤拡大対策を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第16号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発委第5号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 発委第5号わが国の領土・主権の護持等に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤初雄君） わが国の領土・主権の護持等に関する意見書の内容について御説明申し上げます。

本件は、近年、頻発するわが国の領土・主権を揺るがす問題を憂慮し、総務文教常任委員会で協議・検討したものであります。

まずは意見書の提案理由を申し上げます。

一昨年の尖閣諸島沖中国漁船衝突事件やメドベージェフ・ロシア大統領、当時の北方領土不法上陸を初め、近年、わが国の国家主権である領土・主権を揺るがす問題が相次いで発生しています。

特に、中国政府は、日本政府が尖閣諸島を国有化したことに反発し、尖閣諸島周辺に監視船を侵入させて示威行為を行い、反日デモへの理解を示した結果、その一部が暴徒化し、多くの在留邦人の生命と安全が脅かされる深刻な事態にまで発展しました。

こうした一連のわが国の領土・主権を脅かす行為は極めて遺憾であり、北方領土を行政区画とする本道にとって、今後の北方領土返還に関し、大きな不安を抱かざるを得ない状態にあることを看過することはできません。

これらのことから、わが国の領土・主権の護持及び在留邦人・企業の安全確保などに関し、速やかに万全の措置を講ずるよう国に強く求める必要があると判断し、本意見書を提案するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発委第5号わが国の領土・主権の護持等に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成24年12月21日。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会総務文教常任委員会委員長、佐藤初雄。

わが国の領土・主権の護持等に関する意見書。

一昨年の尖閣諸島沖中国漁船衝突事件やメドベージェフ・ロシア大統領（当時）の北方領土不法上陸を初め、本年における李韓国大統領の竹島不法上陸や香港民間活動家らによる尖閣諸島への不法上陸など、わが国の国家主権である領土・主権を揺るがす問題が相次いで発生している。

また、中国政府は、日本政府が尖閣諸島を国有化したことに反発し、尖閣諸島周辺のわが国領海内に国家海洋局の監視船を侵入させて示威行為を行い、加えて反日デモへの理解を示した結果、その一部が暴徒化し、日本大使館・総領事館への投石や日系企業に対する破壊や略奪行為が繰り返され、多くの在留邦人の生命と安全が脅かされる深刻な事態となった。

これらの行為は、これまで連綿と築き上げられてきた日中の信頼関係を根本から覆すものであり、いかなる理由があっても暴力や破壊は許されず、破壊行為を正当化するのは法治の否定である。

中国政府は、一刻も早く圧力外交を自制し、事態を沈静化させ破壊行為にかかわった者を厳正に処分するとともに、邦人や日系企業の安全確保を徹底しなければならない。

こうした一連のわが国の領土・主権を脅かす行為は極めて遺憾であり、北方領土を行政区画とする本道としては、今後の北方領土返還に関し、大きな不安を抱かざるを得ない状態にあることを看過することはできない。

よって、国においては、わが国の領土・主権の護持及び在留邦人・企業の安全確保などに関し、次の事項について、速やかに万全の措置を講ずるよう強く求める。

記。

1、中国政府に対し、在留邦人・日系企業に対する徹底した安全確保及びデモ参加者の破壊行為による日系企業等がこうむった多大な被害に対する損害賠償を強く求めること。

2、わが国の領土・主権を護持するため、毅然とした対応方針のもと、領土・領海に関する必要な法制度の整備や海上保安庁等の体制強化を早急に行うこと。

3、北方領土、尖閣諸島、竹島は、わが国固有の領土であり、これらの歴史的・国際法的根拠及びわが国の主張の正当性を広く国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日。

北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官。

以上であります。

委員会全会一致で提案していますので、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発委第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第 1 1 議員辞職の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 1 議員辞職の件を議題といたします。

丹羽勝夫議員から、議員の辞職願いが提出されております。

事務局長に辞職願いを朗読させます。

○議会事務局長（土井一典君） 朗読いたします。

辞職願い。

私事、このたび一身上の都合により平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日をもちまして辞職させていただきたくお願い申し上げます。

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日。

別海町議会議員、丹羽勝夫。

別海町議会議長、渡邊政吉殿。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） お諮りします。

丹羽勝夫議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、丹羽勝夫議員の議員辞職を許可することに決定しました。

ただいま、本日をもって丹羽勝夫議員の辞職が許可されました。

丹羽議員は、4 月 2 3 日に釧路市立病院で受診、検査入院中に脳梗塞を患われ、以後懸命にリハビリに努められておりましたが、今般辞職の決断をされました。

平成 1 5 年に初当選され、3 期にわたる議員活動でありましたが、ご活躍させていただきにまことに残念でなりません。願わくば早期に健康を取り戻され、ご希望通り別海町にお戻りいただけるよう御祈念するところであります。

なお、辞職に伴う議席であります。御異議無ければ、今任期中については 1 1 番を欠番とさせていただきますので、ご了承ください。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 4 年第 4 回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 1 1 時 3 8 分

◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長、あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 本年最後となりました第 4 回町議会定例町議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の大変お忙しい中、4 日間にわたる御審議をいただき、本定例会に提出をさせていただきました議案 4 件と承認 1 件につきまして御決定を賜りました。心から御礼を申し上げます。

また、本定例会におきましては、平成 2 3 年度の決算につきましても、すべて認定をいただきました。

この間、決算審査特別委員会で慎重な御審議をいただいてまいりましたが、戸田委員長初

め委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。なお、審査においていただきました御指摘、御意見や御提言につきましては、予算のさらなる効率的な執行に反映させてまいり所存でございますので、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます。

また先ほど、本会議におきまして丹羽勝夫議員の辞職が許可されました。

丹羽議員におかれましては、平成15年5月から約9年8カ月にわたり町議会議員として町政の発展のために御尽力をいただいております。健康上のこととはいえ、任期半ばで辞職されることは、本町にとりましても大きな損失であり、御本人の無念の胸中をお察しすることはもちろんでございますが、私も大変残念でなりません。札幌市において療養中とお聞きをしておりますが、1日も早く回復をされまして、別海町にお戻りになられることを願うとともに、これまで議員からいただきました多くの御指導、御協力に対しまして、全職員とともに心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて早いもので、ことしも残すところあと10日となりました。

一年を振り返りますと、昨年の中東大震災に起因いたします、全国で原子力発電所が停止をしたことによります計画停電問題、また、11月末から、道内の広い範囲に発生した悪天候による大規模停電など、さらにこの冬の節電要請と電力事情のあり方と災害時への備えについて再考を促された一年でございました。

町内では酪農において生乳生産量、生産額が幾分上向いたものの、資材の高騰などが経営を圧迫する状況が続いており、漁業においては、太宗漁業であります秋サケ漁が不漁のまま終了するなど、農家、漁家の皆さんには非常に厳しい一年になったことと思います。

また、年末には衆議院解散による衆議院議員総選挙が行われ、平成21年の総選挙に続き再度の政権交代となりましたが、TPP参加問題や景気対策など、諸問題が解決されないまま新しい年を迎えることとなります。

この後、年末から年明けにかけては、町総合計画の第5次実施計画取りまとめ策定、予算編成作業を続けてまいります。国政の状況を注視をしながら、自治基本条例の精神を踏まえ、笑顔あふれる豊かさを実感できる町を目指し、精いっぱい努力をしておりますので、議員各位の一層の御支援を賜りますよう、よろしく御礼を申し上げます。

例年になく、早い降雪が寝雪となりそうな中でありますが、そして日増しに寒さも厳しくなっております。どうか議員各位には御自愛の上、御家族おそろいで明るい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げますとともに、この一年間の議員の皆様への町政運営に対する御理解、御協力に感謝を申し上げまして、定例会閉会のあいさつとさせていただきます。

なお、年明けの1月5日には、恒例となっております新年交礼会を開催の予定となっております。ぜひ日程の調整をいただき、御参集いただきますよう、御礼を申し上げます。

この一年間大変ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） それでは皆様どうも長い時間ありがとうございました。

なお、議員各位にお知らせします。

午後2時から全員協議会をこの場で開催しますので、御承知おきください。

以上で終わります。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員